



白鷹町美しい郷づくり推進会議の委員を募集します

町では町環境基本計画を推進するため、住みよく美しい環境をともに考え、ともにつくる仲間を募集します。気軽に語り合いながら町が目指すべき環境像を実現していきましょう。

●募集する委員の名称

白鷹町美しい郷づくり推進会議委員

●活動内容 当会議は、ごみの減量化や地球温暖化対策および環境基本計画の推進活動を行います。ごみ減量化対策を進める上で廃棄物減量等推進員も兼ねて委嘱し、活動を行っていただいています。

●募集人数 5名程度

(委員定数20名以内のうちの5名)

●任期 令和8年4月1日～令和10年3月31日

●応募資格

- (1)町内に住所を有し、応募時点で満20歳以上の方
- (2)ごみの減量化やエネルギー、水環境等に関心のある方
- (3)原則として、年6～8回程度の会議、啓発活動およびイベントなどに出席できる方
- (4)白鷹町の議員および職員でないこと

(5)次の基準を満たす方

- ①納税等の義務を果たしていること
- ②公民権を有していること
- ③破産者で復権を得ない者でないこと
- ④成年被後見人、被保佐人、被補助人でないこと
- ⑤刑執行中の犯罪歴がないこと
- ⑥暴力団員等でないこと

●応募方法 所定の応募用紙に必要事項を記入の上、町民課に提出してください。応募用紙は町民課に準備しているほか、町ホームページからもダウンロードできます(ホーム→暮らし・手続きお知らせ→環境・ごみ→白鷹町美しい郷づくり推進会議委員募集要項)。

●応募締切 2月27日(金) ※当日消印有効

●その他 「白鷹町審査会等委員選考に係る基準」を準用し審査の上選考し、審査結果を応募者全員に通知します。

【申し込み・問い合わせ】

町民課暮らし環境係 ☎85-6131

若者の出会いや結婚を応援してみませんか？

婚活サポート委員募集

結婚を希望する方に対し、出会いのお世話や出会いの場の提供などを行うキューピット役の婚活サポート委員を募集します。

♥活動内容：結婚に関する相談や婚活支援、出会いイベントの実施や仲人活動等

♥任期：令和8年4月1日～令和10年3月31日

♥募集人員：15名程度

♥応募資格

- ①町内に住所を有するか、町内出身の方で、応募時点で満20歳以上の方
- ②結婚支援に熱意と関心があり、ボランティア(交通費等の実費支給)として活動できる方

③月1回程度の会議に出席できる方

④運転免許をお持ちの方

※詳しくはお問い合わせください。

♥応募締切：3月6日(金)

♥応募方法：応募用紙を健康福祉課へ提出ください。詳しくは町ホームページをご覧ください。「白鷹町審査会等委員選考に係る基準」を準用し審査の上選考します。その後、審査結果を応募者全員に通知します。

【申し込み・問い合わせ】

健康福祉課こども家庭センター係 ☎86-0212

あなたの意見で“しらかが”は変わります。

審議会等委員募集

私たちが生活している町を住みよい町としていくためには、私たち自らがまちづくりに参画して知恵を出し合い、ひとつずつ行動に移していくことが必要です。そのひとつの方法として、協働のまちづくり条例では、町が設置するさまざまな審議会等の委員を選任するにあたり、自ら参画しようという方の募集について定めています。

今回は、右記の各審議会等委員を募集します。

募集する審議会等と募集委員

- | | |
|----------------|----|
| ①白鷹町環境審議会委員 | 3人 |
| ②白鷹町社会教育委員 | 2人 |
| ③白鷹町文化財保護審議会委員 | 2人 |

■各審議会等委員について

①白鷹町環境審議会委員

町の良好な環境の保全と創造、環境に関することなどについて審議する機関です。

▼応募資格

①町内に住所を有し、応募時点で満25歳以上の方

②年2～4回程度開催される会議などに出席できる方

▼報酬 6000円/日（会議時間が4時間未満の場合は3000円/日）

▼所管部署 町民課くらし環境係 ☎8516131

②白鷹町社会教育委員

社会教育に関する諸計画の立案や、教育委員会の諮問に応じた意見を述べる機関です。

▼応募資格

①町内に住所を有し、応募時点で満25歳以上の方

②年2～3回程度の研修・会議などに出席できる方

▼報酬 1万6000円/年

▼所管部署 教育委員会生涯学習・文化振興係

☎8516146

③白鷹町文化財保護審議会委員

教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存および活用について、調査審議する機関です。

▼応募資格

①町内に住所を有し、応募時点で満25歳以上の方

②年2～3回程度の会議などに出席できる方

▼報酬 1万6000円/年

▼所管部署 教育委員会生涯学習・文化振興係 ☎8516146

■任期

令和8年4月1日
～令和10年3月31日

■共通する応募資格

(1)原則として、白鷹町以外の審議会等の委員でないこと
(2)白鷹町の議員および職員でないこと
(3)次の基準を満たす方

①納税等（町税、各種負担金、使用料などを含む）の義務を果たしていること

②公民権を有していること
③破産者で復権を得ない者でないこと

■応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入の上、所管部署に提出してください。詳しい応募要項および応募用紙は各所管部署に備えてあります。また、応募用紙は町ホームページからもダウンロードできます。

■応募締切

2月27日（金）
※当日消印有効

■選考方法

審議会等委員選考審査会で審査の上、選考します。

■審査結果

応募者全員に通知します。

■その他

各種審議会等の委員は町の非常勤特別職として任命されます。

【問い合わせ】

各審議会等の所管部署にお願いします。